平成 18 年 11 月 1 日 飯塚市告示第 193 号 改正 H19-127、H24-323

(目的)

- 第1条 この告示は、市内で新たに起業する者に対し、必要な資金の融資を促進し、 もって中小企業の発展を図り、本市産業の振興に寄与することを目的とする。 (資金預託及び融資目標)
- 第2条 市長は、別に指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に市資金 を預託するものとする。
- 2 取扱金融機関は、前項の預託金を基金として、その基金の 2.5 倍の金額を目標とした協調融資を行うものとする。

(融資の対象者)

- 第3条 前条第2項の規定により取扱金融機関が行う融資(以下「融資」という。) の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) ソフトウェア業関連を営む企業で、市内において起業する具体的な計画を有する者で、20歳以上の者(中小企業である法人を含む。)
 - (2) 市が実施する起業家支援セミナー若しくはこれに準ずるセミナーを受講した者又は市のコンサルタントの派遣を受けた者
 - (3) 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者
 - (4) 市税を滞納していない者
 - (5) 開業に必要な資金の3分の1以上の自己資金を有する者
 - (6) 融資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払い能力を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができない。
 - (1) 福岡県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証付借入に係る償還を現に 滞納している者又はその保証人
 - (2) 協会の代位弁済に係る求償債務の本人又はその保証人
 - (3) 現に銀行取引停止処分を受けている者
 - (4) 対象者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)であるとき。

(H24-323 追加)

(5) 対象企業の役員又は従業員が暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員 をいう。以下同じ。)であるとき。

(H24-323 追加)

(6) 対象者又は対象企業が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。 (H24-323 追加)

(融資の対象資金)

第4条 融資の対象とする資金は、運転資金及び設備資金とする。

(信用保証の活用)

第5条 融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は協会が定める責任共有保証料率又は責任共有外保証料率が 1.08 パーセント以下の場合は協会が定める率とし、超える場合は最大 0.27 パーセントを差し引いた率とする。

(H19-127 一改)

(融資の申込方法)

- 第6条 融資を受けようとする者(以下「融資申込者」という。)は、借入申込書及 び事業計画書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、融資申込者に資料の提出を求めることができる。

(融資のあっ旋)

- 第7条 市長は、前条第1項の申請について借入申込書及び事業計画書を検討し、 その確認に基づき融資のあっ旋を行うものとする。
- 2 前項の場合において、取扱金融機関は、速やかに必要な調査を行ったうえ保証手続きを行うものとする。

(審査会)

第8条 融資の可否を決定するにあたっては、別に定める審査会で必要な意見調整 を行うものとする。

(融資の条件)

- 第9条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 融資金額 1,000万円以内
 - (2) 融資期間 7年以内(据置期間1年以内)
 - (3) 償還 割賦償還
 - (4) 融資利率 年1.45 パーセント以内
 - (5) 保証人 原則として、融資申込者が法人の場合は、その代表者とし、個人の

場合は、不要とする。

(6) 担保 不要

(歩積及び両建等の禁止)

- 第10条 取扱金融機関は、融資について歩積又は両建等の条件を付してはならない。 (資金の取扱及び調査)
- 第 11 条 取扱金融機関及び協会は、資金の取扱いについては、一般業務との区別を明確にするものとし、市長は必要に応じ、関係書類の調査を行うことができる。 (運用状況の報告)
- 第12条 協会は、毎月末現在における基金の運用状況を市長に報告しなければならない。

(市資金の引揚)

第13条 市長は、取扱金融機関がこの告示に違反したときは、第2条の市資金の全部又は一部を引き揚げることを協会に指示するものとする。

(様式)

第14条 起業支援資金融資の申請に係る書類の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成 18年 11月 11日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 5 日 告示第 127 号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市起業支援資金融資制度要綱の 規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成24年9月18日 告示第323号)

この告示は、告示の日から施行する。